

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から38年12月まで
② 昭和39年2月から42年3月まで

私は、時期の記憶は定かではないが、市役所の職員が自宅に来られ、国民年金への加入を勧められ、加入手続を行った。後日、国民年金手帳を受け取った時に、過去の国民年金保険料については^{さかのぼ}遡って納付できると聞いたので、私が一括で保険料を納付し、その後の期間の保険料については、私が夫の保険料と併せて二人分の保険料を集金人に納付してきたのに、未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続を行った時期について、結婚した昭和38年11月ごろだったとしているが、申立人の加入時期に係る記憶は定かではなく、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は42年9月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人が所持するすべての国民年金手帳から確認できる最初の現年度納付日が同年5月23日であることから、申立人は、同年5月ごろにおいて、国民年金への加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が保管している領収書（過年度納付書）によると、昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料について、過年度納付を行っている実績を確認できる上、国民年金への加入手続時に、^{さかのぼ}遡って保険料を一括で納付したとする申立人の明瞭な記憶があることから、申立期間②のうち、時効の範囲内で納付が可能な40年4月から42年3月までの保険料を過年度納付して

いたと考えるても不自然さは無い。

一方、申立期間①（昭和36年11月から38年12月）及び申立期間②のうち39年2月から40年3月までの期間については、国民年金への加入手続時点で、時効（2年）により当該期間の保険料を納付することが困難だったことがうかがえる上、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和38年11月ごろに加入手続を行ったとしているものの、このころに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

私は、昭和36年4月から国民年金制度が始まる旨を内容とした市が主催する説明会に出席し、老後のことを考えて、同年4月から任意加入し、婦人会の集金人に国民年金保険料を納付してきた。当初の保険料は100円だったと思う。

年金の裁定請求をしたときに記録がおかしいことが分かり、市役所を何度も訪れ調査依頼をしたが取り合ってくれなかったのであきらめていたが、今回、年金問題が起こったので、申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納が無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和36年4月から国民年金制度が開始される旨の市の説明会に参加した上で任意加入し、月額100円の国民年金保険料を婦人会の集金人に納付した旨、裁定請求時の平成4年以降主張し続けていたとしており、市によると、当時、婦人会が国民年金保険料を収納することもできたとしている上、申立人の隣人も、「申立人は、同じ町内で保険料を納付していた。」と証言していることから、申立人の具体的な申立内容には信憑性^{びよう}がうかがえる。

さらに、申立人が所持する昭和41年発行の国民年金手帳及び国民年金手帳預かり証を見ると、ともに、任意加入の資格取得日が36年4月1日と記載されていることが確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付し

ていたと考えるも不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

昭和54年に市役所から未納となっている国民年金保険料の納付の案内が送られてきたので、夫と一緒に市役所で説明を受けた。未納とされている期間だけでなく免除とされている期間についても保険料を納めることで、将来の年金額が増えることが分かったので、未納期間と免除期間の保険料を合わせて、30数万円の保険料を納めた。

ところが、社会保険事務所で年金記録を確認すると、保険料を納めた期間が未納と免除のままになっていた。納められる国民年金保険料は全部納めてきたので、未納や免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人とその夫と一緒に、特例納付及び免除期間に係る保険料の追納をしたとする昭和54年11月から55年1月ごろは、第3回特例納付及び追納が可能な期間であり、その時に市が申立人及びその夫に特例納付を勧奨した案内文書を夫婦それぞれが保管している上、当該文書には国民年金保険料の未納期間及び免除期間の納付記録が記載され、当該免除期間の追納保険料額も手書きで記載されており、市役所で「未納期間だけでなく免除期間の保険料も納めることで将来の年金額が増える。」との説明を受けて納付したとする申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料として30数万円の金額を一括して納付したとしているところ、申立期間に係る特例納付の保険料と保険料免除期間の追納を行った場合の保険料の合計金額は、これとほぼ一致する上、

これらの保険料の納付を行う上での経済状況にも問題が無かったことが推認されることから、申立期間の保険料を特例納付及び追納していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

昭和54年に市役所から未納となっている国民年金保険料の納付の案内が送られてきたので、妻と一緒に市役所で説明を受けた。未納とされている期間だけでなく免除とされている期間についても保険料を納めることで、将来の年金額が増えることが分かったので、未納期間と免除期間の保険料を合わせて、30数万円の保険料を納めた。

ところが、社会保険事務所で年金記録を確認すると、保険料を納めた期間が未納と免除のままになっていた。納められる国民年金保険料は全部納めてきたので、未納や免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人とその妻と一緒に、特例納付及び免除期間に係る保険料の追納をしたとする昭和54年11月から55年1月ごろは、第3回特例納付及び追納が可能な期間であり、その時に市が申立人及びその妻に特例納付を勧奨した案内文書を夫婦それぞれが保管している上、当該文書には国民年金保険料の未納期間及び免除期間の納付記録が記載されており、市役所で「未納期間だけでなく免除期間の保険料も納めることで将来の年金額が増える。」との説明を受けて納付したとする申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料として30数万円の金額を一括して納付したとしているところ、申立期間に係る特例納付の保険料と保険料免除期間の追納を行った場合の保険料の合計金額は、これとほぼ一致する上、これらの保険料の納付を行う上での経済状況にも問題が無かったことが推認されることから、申立期間の保険料を特例納付及び追納していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間について、私の国民年金保険料の納付記録が未納とされているが、夫の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していた。申立期間において、私はパートタイムで働いていたので、保険料を十分納付できる経済状態だった。夫については 40 年間全納である。

また、申立期間以外にも短期間の未納期間があるが、この期間については、家計が少し苦しい時に、主人の保険料を優先して納付したことから、自分の保険料は納付しなかったもので、未納期間であることは分かっている。

なお、申立期間の前に当たる昭和 59 年 10 月から 63 年 3 月までの期間については、申請免除の手続きを行い、保険料の免除を受けていた。申立期間については、少なくとも免除申請の手続きを行ったはずで、このような長期間を未納のままとすることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、夫の申立期間における保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、自宅を訪問する集金人に納付したとしているところ、市の当時の納付方法と一致する。

さらに、申立人は、申立人の夫の保険料納付を優先し、申立人に係る申立期間以外の短期間の未納期間については保険料を納付していないことを認識しているが、納付が困難な場合は、申請免除を受けており、申立期間について、

2年間の長期に渡って未納とすることはあり得ないと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の夫は国民年金保険料を完納している上、申立人は昭和59年10月から63年3月までは申請免除期間とされており、申立人の主張には信^{ひよう}憑性があると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年5月まで
② 昭和60年5月

私の夫が昭和53年12月に退職してから少し経って、市役所から、国民年金に加入して夫婦二人分の保険料を納付するようとの通知があったので、私は、市役所支所で夫婦二人分の保険料を納付した。

その後、国民年金保険料が税制上所得控除されることを聞き、私は、昭和60年6月ごろに市役所支所で国民年金に再加入し、夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間については、夫が退職して生活が苦しかった中で保険料を納付していたはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は昭和60年6月3日に任意加入しており、本来であれば、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできないが、申立人の場合には、その加入手続の際に、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴い自身の国民年金被保険者資格を取得(同年5月1日)及び喪失(同年5月21日)していることが、申立人が所持している年金手帳により確認でき、その時に市役所は同年6月分以降の任意加入期間に係る国民年金保険料の納付書と一緒に申立期間に係る納付書を作成していたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続も適切に行っており、国民年金についての意識が高いことがうかがえ

るため、作成された納付書により申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の夫が昭和 53 年 12 月に退職した後に市役所から国民年金の加入勧奨があったとしているが、同市役所は、当時の事務処理上、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失の事実を把握することはできなかつた上、申立人及びその夫は同市の国民健康保険にも加入していなかつたことから、申立人及びその夫を国民年金未加入者として把握することはできず、加入勧奨を行うことはできなかつたとしている。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和 60 年 6 月 3 日に国民年金に任意加入している旨の記載があることから、申立人はこの時に国民年金の加入手続を行ったものとみられるが、この時点では、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 45 年 3 月に、市役所で、夫と一緒に国民年金に加入した。その後、40 歳ぐらいの女性の集金人が、定期的に自宅を訪れ、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を集金していたので、私は、その集金人に国民年金保険料を納めていた。領収書は保存している期間も、保存していない期間もあり、申立期間の保険料に係る領収書については残っていない。

夫の保険料はすべて納付済みとされているのに、私の保険料だけ未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前は 129 か月、その後は 28 か月、さらに、厚生年金保険加入期間 67 か月を経て 186 か月と長期間に渡って国民年金保険料を納付している上、申立期間前後に住所変更などの生活環境に大きな変化は見られず、納付が困難となる事情もうかがえないため、申立期間の 3 か月分の保険料も納付していたと考えられる。

また、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっており、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人が、当該期間の 3 か月の保険料について、自身の分だけ納付しないとする理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から39年3月まで

私は、国民年金の制度が始まった時に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を町内会の集金人に納付していた。

昭和37年4月に結婚してからは、妻が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

妻は平成11年に既に亡くなっており、領収書なども残っていないので、当時の状況は分からないが、妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、妻の分だけ納付済みで、私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、申立期間を除く国民年金加入期間のすべてについて納付済みである上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料についても、同年4月から平成11年に亡くなるまでの期間のすべてが納付済みとなっていることから、妻の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後の保険料を納付済みであり、申立期間の前後を通じて、仕事や住所の変更等生活状況に大きな変化は見られず、納付が困難となる事情もうかがえないため、申立期間の国民年金保険料も納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間の直前の昭和37年7月及び同年8月の保険料は納付済みで、同年9月から未納となっていることが確認でき、保険料を3か月ごとに収納していた当時の取扱状況を踏まえると、市役所の記録管理に不備があった可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 4 月に国民年金に任意加入し、それ以来、国民年金保険料を納付してきた。私は、A 市に住んでいるが、実家の父が亡くなり、母が一人になってしまったので、一時期、実家のある B 市に転居したが、間もなく A 市に戻った。その間を含む申立期間の保険料については、私が B 市に転居していた期間も A 市に住んでいた私の夫が、勤務先の近くにある銀行でまとめて納付した。申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、前後が第 3 号被保険者期間である 1 か月間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申請免除期間についても、後年、追納していることが確認でき、保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、その前後は、保険料が納付済みである上、申立人は、申立期間の保険料については、申立人の夫が銀行の窓口でまとめて納付したと主張しているところ、A 市が保管する昭和 55 年度の収滞納一覧によれば、当該年度から納付方法がそれまでの口座引き落としから納付書納付へ変更されていることが確認でき、申立人の主張と一致し、納付方法に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私達夫婦は、国民年金に加入していなかったが、昭和50年ごろ、市役所から国民年金への加入勧奨があり、過去の国民年金保険料もさかのぼって納めることができる制度があるとの説明も受けたので、手元にあった現金を掻き集めて、国民年金への加入手続と同時に47年4月以降の夫婦二人分の保険料を一括納付した。

社会保険庁の記録によると、夫婦共に申立期間の国民年金保険料が未納とされていたが、年金記録確認第三者委員会への申立てにより私の国民年金保険料の納付記録については回復できたので、亡き夫の納付記録についても回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人とその妻は、国民年金の加入手続を行った昭和50年度以降、申立人については、申立人が亡くなる平成9年11月までの間、また、申立人の妻については、60歳を迎える直前の18年10月までの間、未納とすること無く国民年金保険料を納付し続けている上、申立人の妻については、19年1月から同年7月までの間、国民年金に任意加入しており、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、国民年金に加入するに当たり、早期に国民年金の受給資格を満たすため、申立人と相談の上、昭和47年4月以降の夫婦二人分の国民年金保険料のすべてをさかのぼって納付したとしているが、社会保険庁の記録によると、夫婦共に同年4月から48年9月までの間の特例納付及び同年10

月から49年3月までの間の過年度納付の記録は確認できるものの、申立期間の納付記録は確認できない。

しかしながら、早期に国民年金の受給資格を満たしたかとする申立人及びその妻が、過年度納付が可能な申立期間（12か月間）の国民年金保険料（49年4月から同年12月までは月額900円、50年1月から同年3月までは月額1,100円）を未納のまま放置し、その後の高くなった現年度の保険料（昭和50年度は1,100円、51年度は1,400円）を納付し続けたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

老後の生活を考えて、自分で国民年金に加入し国民年金保険料を納めてきましたが、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和50年4月から同年6月まで未納とされていた。加入当初から欠かさず保険料を納めてきたので、3か月だけ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っていることから、国民年金への加入意識及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて、住所及び生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年10月まで

私は、平成10年11月から、市嘱託員に採用され、市役所に配属された。同市役所における業務の担当者から、嘱託員に国民年金保険料の未納期間があるのは好ましくないと言われたので、私の妻が、現年度納付できる期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。

また、同時期に、妻と長男についても、納付すべき期間の半分程度の期間の保険料をまとめて納付した記憶がある。私と妻及び長男の保険料は役所と郵便局で納付した。

未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年11月から市嘱託員に採用され、その際、同嘱託員に国民年金保険料の未納があるのは好ましくないと言われたことを契機に、申立人の妻が、市役所の窓口で、申立人に係る加入手続を行うとともに、現年度納付が可能な申立期間の保険料を納付し、同時期に、申立人の妻と長男の保険料についてもまとめて納付したとしているところ、社会保険庁の記録により、申立人が、同年11月から市役所に勤務していることが確認でき、その業務内容からも、保険料を納付する強い動機があったものと推認できる上、申立人の妻及びその長男については、同時期に国民年金保険料を一括納付していることが確認できることから、申立人の主張の信憑性は高く、申立人のみが国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に当たり、申立人の妻が、妻名義の銀行口座から現金を引き出し、申立人、妻及び長男の保険料の原資としたと主

張しているところ、当該銀行口座の取引履歴によれば、当時、申立人を含む3人の国民年金保険料の一括納付を可能とするまとまった現金を出金していることが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

申立期間の当時、自宅に来た男性の集金人に、国民年金保険料として2,700円を納付し、領収書を受け取った。その後、その領収書に領収日時のゴム印が押されていないことに気がつき、夫が市役所に、数回、集金人に納付した国民年金保険料が本当に収納できているかどうか問い合わせたところ、最初に「その人物は国民年金保険料の集金人であることに間違い無いが、入金はまだ確認が取れていない。」と言われた。

申立期間が未納とされているが、領収書は全部保管しており、前後の期間を含めて申立期間の保険料を間違い無く納付しているため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の当時、自宅に来た男性の集金人に、国民年金保険料として2,700円を納付し、領収書を受け取ったとしているところ、申立人が保管する当該領収書には領収印が確認できないものの、市役所によれば、当該領収書の様式は、当時、集金人が集金の際に必要な事項を記載して、保険料と引き換えに、必要に応じて随時発行していた領収書の様式であり、保険料の納付が行われないまま発行されたとは考え難いとしており、また、当該領収書に記載されている金額も申立期間の保険料額と一致することから、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

私は、昭和51年7月に会社を退職後、親に勧められて国民年金に加入することにした。亡くなった父が、加入手続や保険料の納付をしていたので、詳しいことは分からず、証明になるような資料等は残っていないが、母も父が欠かさず保険料を納付していたことを記憶しているので、9か月の未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間について保険料をすべて納付済みであり、申立人の父親が、申立人と同様に国民年金保険料を納付していた申立人の妹についても、国民年金被保険者期間のすべてについて納付済みである上、申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から任意加入し、9か月間を除き、60歳まで保険料をすべて納付済みであるなど、申立期間当時、申立人と同居していた家族は国民年金への加入意識及び保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月17日に払い出されており、申立期間（9か月）の保険料を納付することが可能である上、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和52年度の保険料（2万6,400円）を53年11月30日に過年度納付していることが確認でき、保険料額が安い申立期間（1万2,600円）の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親の標準報酬月額は、昭和51年8月からは22万円、同年10月からは32万円であり、申立期間において申立人の保険料の納付を妨げる経済的困難性は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和43年3月13日から52年6月1日までの間、継続してA社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の証言及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和43年3月13日から52年6月1日までの間、同社において継続して勤務し（48年2月28日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険料を納付していたものと思料するとしているが、事業主が資格取得日を昭和48年2月28日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月1日から同年12月20日まで厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格取得日に係る記録を21年10月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月20日とし、当該期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から22年1月1日まで

私は、大学を昭和19年9月に繰上げ卒業し、A社C事務所に入社しましたが、20年2月に兵役でD市にある部隊へ入隊し、終戦後はシベリアの収容所に送られ、21年12月20日にE市に復員してきました。

昭和21年12月31日に人員整理により同社を退職したが、同年10月1日から退職までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しており、欠落期間はA社に在職していたので被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した勤務証明書及び同社の保管する職員名簿から、申立人は、昭和19年9月25日から22年12月31日まで同社に在籍していたことが確認できる。

また、上記職員名簿に、「昭和20年2月20日入営ノ為休職ヲ命ス」と記載されていることが確認でき、厚生省E引揚援護局が発行した引揚証明書及びE上陸地支局長が発行した復員証明書から、申立人は21年12月20日に復員したことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社C事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人については、備考欄に「59条ノ2」と記載され、資格喪失日が空欄となっていることが確認できる。加えて、同社C事務所は昭和21年10月1日に社会保険事務所の管轄が異なる場所に移転したことに伴い全喪となっており、同日にすべての従業員が資格喪失していることが確認でき

るものの、移転先の社会保険事務所で作成された同事務所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

しかしながら、昭和 21 年 2 月 20 日から同年 12 月 20 日までの期間は申立人が陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格がなかったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 の規定により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された被保険者期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額免除し、被保険者期間として算入することとされており、上記被保険者名簿の備考欄の記載から、申立人についても、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定が適用されていたものと推認される。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金法第 75 条の規定による消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 21 年 10 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A 社 C 事務所に係る社会保険事務所の記録から、90 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 12 月 20 日から 22 年 1 月 1 日までの期間については、上記のとおり A 社に在籍していたことは認められるものの、申立人は、兵役期間であったため元同僚の名前を覚えておらず証言を得ることができず、復員後は同社へ出勤していないとしている上、事業主により厚生年金保険料を控除されていたとする記憶も曖昧である。

このほか、当該期間において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 21 年 12 月 20 日から 22 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日（昭和29年2月11日）及び同社D支店における資格取得日（同年3月6日）に係る記録を、昭和29年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とするとともに、同社本店における資格取得日に係る記録を31年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月11日から同年3月6日まで
② 昭和31年8月31日から同年9月7日まで

私は、昭和23年3月15日からA社C支店に入社して以降、60年5月29日に退職するまでの間、継続して同社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和23年3月15日から60年5月29日までの間、同社に継続して勤務し（29年2月1日に同社C支店から同社D支店に異動及び31年8月31日に同社D支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年1月の社会保険事務所の記録から、申立期間①は8,000円、31年9月の社会保険事務所の記録から、申立期間②は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年4月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月24日から同年5月1日まで

私は、昭和42年4月1日に現在のB社に入社してから、平成10年4月30日に退職するまで継続して在籍し、保険料も給与から毎月控除されており、この間離職したことも無い。昭和48年4月24日付けでA社D支店から同社C支店へ転勤したが、同支店の資格取得日が48年5月1日となっており、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落しており納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している社員台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和48年4月24日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B店における資格喪失日に係る記録を昭和32年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が昭和32年6月30日になっているが、7月1日である。A社C工場からD工場へ転勤になっただけであり、退職したわけではない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び雇用保険被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和32年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場（社会保険事務所における適用事業所の名称は、A社B店）における資格喪失時の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和32年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月25日から同年5月1日まで

A社C支店から、同社本店に転勤した。同社C支店には4月末まで勤務していた。在職中に空白期間があるはずがないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年5月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社B工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

私は昭和42年12月1日から平成元年10月15日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では、昭和43年1月31日から同年2月1日までの期間が欠落している。

A社B工場が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、同工場における資格喪失年月日は昭和43年2月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、C社)が保管している社内広報(同社における辞令が記載されたもの)及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、A社B工場が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の同社B工場における資格喪失日が昭和43年2月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私が20歳になった時、母親が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。年金手帳は私が結婚する時に母親から受け取った。申立期間当時は、結婚と同時に夫の本籍地であるA市の新築の文化住宅に住み、国民年金保険料については、訪れた女性の集金人に、3か月毎、夫の分と一緒に、300円（月額100円）程度を納付していた。同居している夫婦の保険料のうち、私の分だけ納付記録が無いことは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳によると、申立期間である昭和41年度及び42年度の印紙検認記録欄には検認印が無い上、印紙検認記録欄の次頁である印紙貼付欄を切り取る際の割印が確認でき、当該年金手帳による現年度納付が行われたとは考え難い。

さらに、申立人には、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする記憶も無い。

加えて、申立期間について、申立人は夫婦で同居し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人とその夫に係る社会保険庁の被保険者台帳及び年金手帳によると、昭和43年9月3日以前の夫婦の住所は異なっており、申立人の主張と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年5月までの期間及び60年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年5月まで
② 昭和60年5月

私が昭和53年12月に退職して少し経って、市役所から、国民年金に加入して夫婦二人分の保険料を納付するよにとの通知があったので、妻が市役所支所で夫婦二人分の保険料を納付した。

その後、国民年金の保険料が税制上控除されることを聞き、妻が昭和60年6月ごろに市役所支所で国民年金に再加入し、夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間については、私が退職して生活が苦しかった中で、妻が保険料を納付していたはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和53年12月に退職した後に市役所から国民年金の加入勧奨があったとしているが、同市役所は、当時の事務処理上、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失の事実を把握することはできなかった上、申立人は同市の国民健康保険にも加入していなかったことから、申立人を国民年金未加入者として把握することはできず、加入勧奨を行うことはできなかったとしている。

また、申立期間②について、申立人は、申立人の妻が昭和60年6月に国民年金に任意加入した際に申立人の国民年金保険料を納付したとしているが、この時点において、申立人は当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格を有しており、国民年金保険料を納付したものと認め難い。

さらに、申立期間①及び②いずれについても、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出記録、国民年金被保険者台帳、市役所の国民年金被保険者名簿等、

申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる記録は見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに、申立人の妻が当該期間に係る申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年12月まで

私は、昭和47年から48年までの間、A町の婦人会会長であった。

当時、市役所から婦人会に対し、国民年金の加入勧奨の要請があったと思う。私は、婦人会の会員の自宅を訪問して、熱心に国民年金や付加年金への加入を勧誘するとともに、自分自身も率先して、国民年金に任意加入し、その際、一緒に、1か月につき400円の付加保険料を納付し始めたことを覚えている。

任意加入したのは昭和47年10月であるのに、年金手帳には、昭和51年1月27日と記入がある。これを、いつ、誰が記入したのか分からなかったので、当時の婦人会の会員の中で証言してくれる人がいないか、手を尽くして探したが、亡くなった方が多く、証言を得られない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、「所得比例保険料（付加保険料）を納付する者となる申出」をした日として、「昭和51年1月27日」と記入されており、また、市役所の国民年金被保険者名簿にも、付加保険料に関する届出について同じ日付の記載があり、さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳の「昭和50年度摘要欄」にも、同じ日付と共に「付 加入」と記載されていることが確認できる。このことから、申立人は、昭和51年1月27日に付加保険料を納付する申出をしたものと認められる。

また、申立人が婦人会会長であった期間に国民年金制度への加入勧奨を行ったとする二人について、社会保険庁の記録を見ると、申立人が婦人会会長をすする前（それぞれ、昭和36年と40年）から国民年金に加入していること、及び付加保険料を全く納付していないことが確認でき、申立期間当時にこれら二人

に加入勧奨等を行ったとする申立人の記憶と一致しない。

さらに、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年2月まで

昭和45年3月ごろ、A市への転居の際に、私の夫が、私の国民年金の加入手続を行った。社会保険庁の記録では50年2月24日に加入したとなっているが、そのころ、夫はA市からB市への転勤が既に決まっており、仕事が大変忙しい状況であったため、加入手続を行ったとは考え難い。

また、昭和46年ごろにA市に転入してきた私の友人も同市での年金記録が誤っていると言っている。同市に在住していた申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶が無い上、現在使用しているオレンジ色の年金手帳(昭和49年10月21日付け省令「年金手帳の様式を定める省令」に基づき使用が開始)以外の年金手帳の交付を受けた記憶も無く、A市によると、昭和47年度までは国民年金手帳に検認印を押す方式により保険料を収納していたとしていることから、当該期間において、年金手帳を所持しない者の保険料が収納されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、年金のことなどは妻に任せていた。妻は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、次のとおり話している。

昭和36年に結婚するまで年金のことはよく知らず、結婚と同時に転居した際、当時、A市に住んでいた母が、市役所まで行って、私達夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれた。

母に、「今後は、家に来る集金人に保険料を納めなさい」と言われ、それ以降は集金人に毎月100円の保険料を納めていた。納付する度に集金人から、小さな正方形の紙を受け取っていた。この紙は、保険料が200円になった時に、長方形に変わったと思う。

その後、昭和41年に、集金人から年金手帳を渡され、その際に「これからは、この手帳に押印していきます」と言われ、小さな領収書のような紙は渡されなくなった。これら小さな紙は大切に保管していたが、震災で無くしてしまった。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の交付日は夫婦同日で昭和41年5月11日となっており、この時点において、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できない上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻には、過去にさかのぼって保険料を納付したとする記憶も無い。

また、申立人の妻は、申立期間当時には国民年金手帳は無く、国民年金保険料を毎月集金人に納めて領収書を受け取っていたと主張しているが、市役所は、申立期間当時は3か月単位の集金であり、領収書を発行するのではなく、国民

年金手帳に検認印を押印することで国民年金保険料を収納していたとしており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年に結婚するまで年金のことはよく知らず、結婚と同時に転居した際、当時、A市に住んでいた義母が、市役所まで行って、私達夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれた。

義母に、「今後は、家に来る集金人に保険料を納めなさい」と言われ、それ以降は集金人に毎月100円の保険料を納めていた。納付する度に集金人から、小さな正方形の紙を受け取っていた。この紙は、保険料が200円になった時に、長方形の紙に変わったと思う。

その後、昭和41年に、集金人から年金手帳を渡され、その際に「これからは、この手帳に押印していきます」と言われ、小さな領収書のような紙は渡されなくなった。これら小さな紙は大切に保管していたが、震災で無くしてしまった。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の交付日は夫婦同日で昭和41年5月11日となっており、この時点において、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できない上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人には、過去にさかのぼって保険料を納付したとする記憶も無い。

また、申立人は、申立期間当時には国民年金手帳は無く、国民年金保険料を毎月集金人に納めて領収書を受け取っていたと主張しているが、市役所は、申立期間当時は3か月単位の集金であり、領収書を発行するのではなく、国民年金手帳に検認印を押すことで国民年金保険料を収納していたとしており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 2 月 28 日まで
② 昭和 31 年 7 月 1 日から 36 年 10 月 26 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 2 月 28 日までの期間及び 31 年 7 月 1 日から 36 年 10 月 26 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みであると言われた。しかし、私は厚生年金保険から脱退していないし、脱退届を書いた覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、昭和 36 年 1 月から 37 年 12 月までの間に退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている 16 人(申立人を含む。)中、10 人に脱退手当金の支給の記録があり、このうち申立人を含む 9 人が、同社における被保険者資格喪失後 10 か月以内(申立人を含む 8 人は 5 か月以内)に支給決定がなされていることが確認でき、同時期に退職した者の脱退手当金の支給決定日が同一日(36 年 2 月 25 日に 2 人、37 年 7 月 31 日に 2 人)である事例も確認できる上、当該脱退手当金の支給記録がある 2 人は、「会社で脱退手当金の手続をしてもらった。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 3 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 21 日から 32 年 3 月 7 日まで

私は、昭和 31 年 5 月 21 日から 33 年 8 月 31 日までの間、A社に継続して勤めていたが、社会保険庁の記録によると、入社後 10 か月間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 5 月 21 日から 33 年 8 月 31 日までの間、A社(現在は、B社)において、継続勤務していたとしているところ、申立人の当時の日記の記載内容から、申立人が 31 年 5 月 21 日から同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社の厚生年金保険の新規適用(昭和 26 年 1 月 15 日)の際に作成された最初の被保険者名簿(28 年 11 月 1 日までの資格取得者を記載)及び 1 回目の書換名簿(31 年 7 月 15 日までの資格取得者を記載)に申立人の氏名は無く、2 回目の書換名簿において初めて申立人が 32 年 3 月 7 日付けの被保険者資格取得者として記載されていることが確認できる上、健康保険記号番号に欠番は無く、記録に不自然な点もみられない。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和 32 年 2 月 1 日付けで被保険者となっており、厚生年金保険、雇用保険共に 31 年 5 月 21 日の時点においては、被保険者とされていないことが確認できる。

さらに、A社は、地震により社屋が全壊し、当時の人事記録等を全て紛失していることから、申立人の在籍を証明することができないとしている上、申立期間当時の会社の事務担当者や同僚のほとんどは既に死亡しており、当時の勤務状況等について供述を得ることもできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 23 日から 43 年 2 月 26 日まで
40 年近く年金を掛けていたと思ったところ、年金の資料をもらって初めてA社で勤務した期間が脱退していることに気がついた。昭和 43 年 2 月 15 日に長女を出産し、車の免許も子供を見てもらう人もいなく、社会保険事務所の場所も知らなかったので、手続をしていない。納得のいく形で調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 7 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が押されている。

また、申立人は、A社を退職して約 11 か月後に同社に再び勤務しているが、最初の勤務（脱退手当金の受給）時の年金記号番号と別番号で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同社が、脱退手当金が支給されたことによって当該番号が無効となったものと判断し、新たな番号により厚生年金保険の被保険者資格取得の手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
A社に勤務した期間について、厚生年金保険料を給与から引かれていたと思うので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社の所在地についての申立人の記憶は曖昧^{あいまい}である上、社会保険事務所の記録によると、申立期間においてA社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、商業法人登記簿においても当該事業所を確認することはできない。

また、申立人はA社における元同僚の名前を覚えていないことから、元同僚から当時の状況等について証言を得ることもできない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立期間に係る雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人がA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 32 年 10 月 25 日まで
私は、昭和 29 年 6 月 1 日から 32 年 10 月 25 日までの間、A社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、当該期間の脱退手当金を受給したとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和 32 年 6 月 19 日付けで書き換えられたもの）を見ると、脱退手当金の受給資格がある女性従業員は、申立人を含め 23 人いることが確認でき、そのうち 20 人については脱退手当金を支給した旨が記載されている上、当時は国民年金との通算年金制度が創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給していることが不自然であるとは言い難い状況にある。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から23年6月まで

私は、昭和19年4月から23年6月までの間、A社の所有するB丸において、継続して機関部員として乗船していたが、社会保険庁の記録によると、すべての期間の船員保険の記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月から23年6月までの間、継続してB丸に機関部員として乗船していたとしているところ、当時の乗組員の氏名、航路及び積載貨物の種類等の詳細な記憶から、申立人が同船乗組員として乗船していたことが推認できる。

しかしながら、法人登記簿及び社会保険庁の記録において、A社の商号を有する法人を特定することができない上、類似の商号を有するC社（現在は、D社）の人事管理業務を行っているE社によると、申立人が主張するA社が系列会社として存在していたか否かについては、当時の資料が無く不明であり、申立人の在籍についても確認ができないとしている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間当時のB丸の乗組員として記憶する二人について、同船に係る船員保険被保険者記録は無い上、当該乗組員二人は共に死亡しており、当時の証言を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 2 日から 38 年 1 月 21 日まで
② 昭和 39 年 2 月 25 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社を退社後、新聞の求人広告を見て、B社に入社した。事務員の甲さんに厚生年金証書を出すように言われて会社に持って行った記憶がある。また、C社を退社後、B社時代の上司であった乙さんの紹介を受けD社に入社した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言及び申立人がその後に勤務したE社が保管する申立人に係る人事経歴簿前職履歴から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、申立期間①における申立人の勤務状況を確認できない上、申立人が記憶する元事務担当者は所在が不明であり、同人から当時の状況等について証言を得ることもできない。

また、社会保険事務所が管理する申立期間に係るB社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、当該名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B社が当時加入していた健康保険組合においても、申立人に係る健康保険被保険者の記録は確認できない。

2 申立期間②については、複数の元同僚の証言から、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は既に廃業しており、申立期間における申立人の勤務状況を確認できない上、申立人を同社に紹介したとされる同社の元役員は既に亡くなっており、当時の状況について確認することもできない。

また、社会保険事務所が管理する申立期間に係るD社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、当該名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から同年 9 月まで

私は、昭和 46 年 2 月から同年 9 月までの間、A 社において正社員として勤務していたと記憶しているが、社会保険庁の記録によると、私より後に入社し、1 か月だけ勤務した妻の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 2 月から同年 9 月までの間、A 社において正社員として勤務していたとしているところ、申立期間当時、同社において勤務していた元従業員によると、「雇用形態は定かでないが、申立人は、同社 B 出張所において勤務していた。」と証言しており、申立人が同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社には、申立期間当時の従業員に関する関連資料等は保管されていない上、当時の総務担当者は既に死亡しており供述を得ることはできないことから、勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の保管する A 社に係る健保記号番号順索引簿を見ると、同社の厚生年金保険の新規適用日と同日の昭和 43 年 1 月 9 日付けで、厚生年金保険被保険者資格を取得した事業主が健康保険記号番号の 1 番として記載され、約 3 年半後の 46 年 8 月 12 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人の妻が同記号番号の 22 番として記載されていることが確認できるものの、その間に申立人及び申立人の記憶する元同僚についての記録は無い上、当該記号番号に欠番は無く、記録に不自然な点もみられない。

さらに、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、申立人の妻の A

社に係る被保険者記録及び申立人の申立期間前後における他社での被保険者記録は確認できるものの、申立人の同社に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 11 日から 53 年 7 月 31 日まで
私は昭和 48 年 9 月 11 日にA社を退職したことになるが、その後 53 年 7 月まで健康保険証をずっともらっており、複数の病院で健康保険の診療を受けている。よって、この期間を厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和 45 年 8 月 1 日から 53 年 7 月 31 日まで勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、45 年 8 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48 年 9 月 11 日に同資格を喪失していることが確認でき、同年 9 月 11 日から 53 年 7 月 31 日までの申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人に係る記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人は、「A社に勤務し始めた当初から、同社の相談役であり、勤務時間は短く通常の業務は行っていなかった。」と主張しているものの、同社は既に廃業しており、人事記録又は在籍証明等により申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間において健康保険被保険者証により受診したと主張しているが、受診していたとする病院は当時のカルテを保存しておらず、申立人の受診状況が確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。